第105期 中 間 決 算 公 告

平成25年12月2日

下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社山口銀行
取締役頭取　福田浩一

中間連結貸借対照表（平成25年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	210,381	預金	4,593,458
コールローン及び買入手形	320,705	譲渡性預金	295,894
買入金銭債権	7,253	コールマネー及び売渡手形	67,638
特定取引資産	8,134	債券貸借取引受入担保金	7,446
金銭の信託	53,738	特定取引負債	3,200
有価証券	1,418,504	借用金	10,502
貸出金	3,233,673	外国為替	1,906
外国為替	6,977	その他負債	83,336
その他資産	127,472	賞与引当金	1,475
有形固定資産	48,682	退職給付引当金	79
無形固定資産	9,007	役員退職慰労引当金	10
繰延税金資産	315	利息返還損失引当金	59
支払承諾見返	27,412	睡眠預金払戻損失引当金	774
貸倒引当金	△34,540	ポイント引当金	74
		繰延税金負債	5,390
		再評価に係る繰延税金負債	8,640
		支払承諾	27,412
		負債の部合計	5,107,304
		（純資産の部）	
		資本金	10,005
		資本剰余金	380
		利益剰余金	272,845
		株主資本合計	283,231
		その他有価証券評価差額金	29,475
		繰延ヘッジ損益	△361
		土地再評価差額金	15,612
		その他の包括利益累計額合計	44,726
		少数株主持分	2,455
		純資産の部合計	330,412
資産の部合計	5,437,716	負債及び純資産の部合計	5,437,716

中間連結損益計算書 〔平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで〕

(単位:百万円)

科目	金額	
経常収益		**44,863**
資金運用収益	27,906	
（うち貸出金利息）	(21,307)	
（うち有価証券利息配当金）	(6,137)	
役務取引等収益	6.656	
特定取引収益	56	
その他業務収益	3,068	
その他経常収益	7,174	
経常費用		**28,187**
資金調達費用	2,702	
（うち預金利息）	(2,174)	
役務取引等費用	1,946	
その他業務費用	2,909	
営業経費	20,108	
その他経常費用	520	
経常利益		**16,675**
特別利益		**0**
特別損失		**522**
税金等調整前中間純利益		**16,153**
法人税、住民税及び事業税	**4,488**	
法人税等調整額	**1,343**	
法人税等合計		**5,831**
少数株主損益調整前中間純利益		**10,321**
少数株主利益		**120**
中間純利益		**10,201**

中間連結財務諸表の作成方針

（１）連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　４社

会社名

三友株式会社

株式会社やまぎんカードホールディングス

株式会社やまぎんカード

株式会社やまぎん信用保証

② 非連結の子会社及び子法人等　　５社

主要な会社名

山口キャピタル第２号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

（２）持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等　　２社

会社名

山口リース株式会社

山口キャピタル株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　５社

主要な会社名

山口キャピタル第２号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

（３）連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日　　４社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

（１）特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

（２）有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等（株式は中間連結決算期末月１カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（１）及び中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

（３）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

（４）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　７年　～　50年

その他　　３年　～　15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、税法基準に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

（５）貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（６）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

（７）退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理する方法によっております。

（８）役員退職慰労引当金の計上基準
　連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
（９）利息返還損失引当金の計上基準
　利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）を踏まえ、過去の返還状況等を勘案した必要額を計上しております。
(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
　睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
(11) ポイント引当金の計上基準
　ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。
(12) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準
　当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
　連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。
(13) リース取引の処理方法
　当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(14) 重要なヘッジ会計の方法
　金利リスク・ヘッジ
　当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
(15) 消費税等の会計処理
　当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
(16) 連結納税制度の適用
　当行並びに国内の連結される子会社は、株式会社山口フィナンシャルグループを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く）1,141百万円

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に28,063百万円含まれております。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は6,545百万円、延滞債権額は49,705百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は471百万円であります。
　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,125百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,848百万円であります。
　なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,773百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　122,512百万円

担保資産に対応する債務

預金　10,828百万円

債券貸借取引受入担保金　7,446百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、信託事務及び公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,601百万円及びその他資産1,177百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金307百万円が含まれております。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は520,274百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが477,063百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

１０．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

１１．有形固定資産の減価償却累計額42,724百万円

１２．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は380百万円であります。

１３．連結自己資本比率（国際統一基準）

（１）連結総自己資本比率　14.82%

（２）連結Tier1比率　13.40%

（３）連結普通株式等Tier1比率　13.40%

（中間連結損益計算書関係）

１．「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益2,661百万円を含んでおります。

２．当中間連結会計期間において、次の資産について減損損失を計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
山口県内	営業用資産	土地・建物	1百万円
広島県内	営業用資産	土地	445百万円
合　　計			446百万円

当行は、営業用資産については管理会計上の最小単位である営業店単位で、遊休資産については原則として各資産単位でグルーピングを行っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅・寮等については、当行全体に関連する資産であるため共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等は、原則として各社単位でグルーピングを行っております。

店舗廃止及び売却が決定した上記資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計額446百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1百万円、土地445百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価額又は路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

３．中間包括利益　13,425百万円

（金融商品関係）

○金融商品の時価等に関する事項

平成25年９月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	210,381	210,381	－
(2)コールローン及び買入手形	320,705	320,705	－
(3)金銭の信託	53,738	53,738	－
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	1,209	1,223	13
その他有価証券	1,414,147	1,414,147	－
(5)貸出金	3,233,673		
貸倒引当金(＊１)	△33,880		
	3,199,792	3,221,347	21,554
資産計	5,199,974	5,221,543	21,568
(1)預金	4,593,458	4,595,188	1,729
(2)譲渡性預金	295,894	295,894	－
(3)コールマネー及び売渡手形	67,638	67,638	－
負債計	4,956,991	4,958,720	1,729
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,371)	(1,371)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(620)	(620)	－
デリバティブ取引計	(1,992)	(1,992)	－

（＊１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

なお、金銭の信託に計上しているデリバティブ取引は含まれておりません。その時価は34百万円であります。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

約定期間が短期間（１年以内）又は満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1)預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式（＊１）	2,032
②組合出資金等（＊２）	1,114
合　計	3,146

（＊１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券（平成25年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	580	581	1
	その他	629	641	12
	小計	1,209	1,223	13
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合　計		1,209	1,223	13

２．その他有価証券（平成25年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	80,276	38,749	41,526
	債券	573,557	564,452	9,105
	国債	125,527	124,440	1,086
	地方債	32,842	32,205	637
	社債	415,188	407,806	7,381
	その他	16,734	16,646	87
	小計	670,568	619,848	50,719
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,709	5,585	△876
	債券	665,597	667,844	△2,247
	国債	318,476	320,105	△1,628
	地方債	－	－	－
	社債	347,120	347,738	△618
	その他	73,272	76,510	△3,238
	小計	743,579	749,941	△6,361
合　計		1,414,147	1,369,789	44,357

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30％以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30％以上50％未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託（平成25年９月30日現在）

該当ありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成25年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	53,738	53,774	△36	30	△66

(注）１　「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(注）２　「中間連結貸借対照表計上額」及び「差額」は、デリバティブ取引に係る差損益を含んでおり、差損益34百万円は、中間連結損益計算書の「その他経常収益」中の金銭の信託運用益に含まれております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　　1,639円79銭

１株当たりの中間純利益金額　51円01銭